

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会

通所介護事業所 新ときわ

運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会（以下「本法人」という。）が開設する通所介護事業所新ときわが行う指定地域密着型通所介護事業、及び介護予防日常生活支援総合事業の第1号通所介護事業（以下「サービス」という。）は、居宅において要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の通所介護従業者は、要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減等を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 通所介護事業所 新ときわ
- (2) 所在地 広島県東広島市八本松町原5693番地3

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、日常生活全般にわたる相談に応じ、必要な助言や援助を行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は、日常生活上の必要な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月29日から1月3日までは除くこととする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、サービス提供時間は午前9時50分から午後4時までとする。

第6条（指定地域密着型通所介護及び第1号通所介護の利用定員）

指定地域密着型通所介護及び第1号通所介護の利用定員は、合わせて10人とする。

第7条（指定地域密着型通所介護及び第1号通所介護の内容）

指定地域密着型通所介護及び第1号通所介護の内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|------------|-----------|
| (1) 食事サービス | (2) 入浴サービス | (3) 排泄介助 |
| (4) 健康相談、健康チェック | (5) 機能訓練 | (6) 創作的活動 |
| (7) レクリエーション | (8) 送迎 | |

第8条（利用料その他の費用の額）

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、第1号通所介護を提供した場合の利用料の額は、東広島市の定める基準によるものとする。

2 介護保険の支給対象とならないサービスの料金については、次のとおり利用者の負担とする。

- ・フラワーアレンジメント：希望者のみ月1回程度、お花代として1回1,000円
- ・陶芸：希望者のみ週1回程度、10cm×20cm×3cmの粘土代として適宜150円

3 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、通常事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

事業所の通常の事業の実施地域は、東広島市西条町、東広島市八本松町、東広島市志和町、及び東広島市高屋町とする。

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

指定地域密着型通所介護及び第1号通所介護の利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用することとする。
- (2) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合、利用者の自己負担により現状に復するか、又は相当の代価を負担していただく場合があることとする。
- (3) 指定事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできないこととする。
- (4) 指定施設内の喫煙はできないこととする。
- (5) 通所介護利用中の飲酒は、ご遠慮ください。
- (6) 施設内へのペットの持ち込みについては、ご遠慮ください。
- (7) 貴重品については、利用者の責任で管理してください。

第11条（緊急時等における対処方法）

従業者は、現に通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第12条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (4) 虐待防止委員会を設置して定期的開催し、検討結果を職員に周知する

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第13条（非常災害対策）

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

- 2 避難訓練に当たっては、地域住民の参加がえられるよう連携に努める。

第14条（事故発生時の対応並びに損害賠償）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等及び市町に連絡するとともに、顛末を記録し、再発防止に努め、その対応について協議する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第15条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年4回
- (3) その他の研修 随時

- 2 従業者は、サービスを提供するにあたって、利用者又は家族に関する知り得た事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しないこととする。また、退職後も秘密を保持するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、本法人理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則** この運営規程は、平成27年7月1日から施行する。
- この運営規程は、平成27年10月1日から施行する。
- この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成29年8月1日から施行する。
- この運営規程は、平成30年2月1日から施行する。
- この運営規程は、平成31年3月1日から施行する。
- この運営規程は、令和元年6月1日から施行する。
- この運営規程は、令和2年7月1日から施行する。
- この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和3年7月1日から施行する。
- この運営規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。